

測定事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 令和7年度境界検測予備調査業務 鷹山国有林33林班外
- 2 事業量 境界検測予備調査 境界300点 境界延長5,571m
- 3 事業場所 香川県高松市塩江町 鷹山国有林33林班外
- 4 事業期間 令和 年 月 日から令和7年12月26日まで
- 5 請負金額 ￥ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 契約保証金 ￥ 円
- 7 成果品納入場所 四国森林管理局 計画保全部 保全課

8 特約条項

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連携して実施する。

【紙契約方式の場合】

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

【電子契約システムの場合】

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立および内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官
(氏名) 四国森林管理局長 竹内 純一 印

受注者 (住所)
(氏名)

印

(別添)

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする測定事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の事業（以下「事業」という。）を契約書記載の事業期間（以下「事業期間」という。）内に完成し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負金を支払うものとする。
- 3 事業を完了するために必要な一切の手段（以下「実行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第53条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連事業・関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の実行する事業と発注者の発注に係る第三者の実行する他の事業又は第三者の施工する他の工事が実行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、

発注者の調整に従い、当該第三者の行う事業又は工事の円滑な実行または施工に協力しなければならない。

(請負金額内訳書及び工程表の提出)

第3条 受注者は、設計図書、仕様書に基づき、所定の様式により請負金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、事業着手前までに発注者に提出し、その承諾を受けなければ事業に着手してはならない。

2 発注者は、前項により提出された内訳書又は工程表の内容に不相当と認められるものがあるときは、受注者と協議の上、修正させることができる。

3 前2項の規定は、内訳書又は工程表を変更する場合についても準用する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果品（未完成の成果品および事業を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行について、事業の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として請負金額に占める再委託金額の割合（以下「再委託化率」という。）が50パーセント以内の事業とする。

4 発注者は、受注者から再委託により事業を行いたい旨の申出があった場合は、当該再委託者が雇用する労働者に関する資料等を確認した上で、再委託の可否を判断するものとする。

5 受注者は、第3項の承諾を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、書面により、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

6 受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び事業の範囲を記載した書面を、第3項の承諾の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。

7 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は事業の範囲を変更する必要がある場合には、第5項の変更の承諾後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。

8 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確

保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。

- 9 事業を行う上で発生する事務的業務であって、再委託化率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 3 項及び第 5 項から前項までの規定は、適用しない。

（下請負人の通知）

第 6 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 6 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない事業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入事業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該事業者と下請契約を締結しなければ事業の実行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入事業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入事業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第 7 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその実行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第 8 条 発注者は、この事業に係る監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾及び協議
- (2) 事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）
- (3) 本事業及びその関連する事業に係る事業進捗状況等の調整
- (4) 第 13 条に規定する支給材料及び貸与品の授受

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者)

- 第9条 受注者は、現場業務をつかさどる現場代理人及び測量技術上の管理を行う主任技術者を定め、事業の着手前に書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に届け出なければならない。現場代理人及び主任技術者を変更した場合も同様とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
 - 3 主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士の資格を有し、かつ、測量に関し14年以上の実務経験を有する者でなければならない。
 - 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、事業現場に常駐し、発注者又は監督職員の指示に従い、事業現場の取締りその他事業の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人等に対する措置請求)

- 第10条 発注者は、現場代理人若しくは主任技術者又は受注者の使用人若しくは第5条第3項の規定により受注者から事業を委任され、若しくは請け負った者がその事業の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に書面により通知しなければならない。

(履行報告)

- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に

報告しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 発注者が受注者に支給又は貸与する材料の品名、数量、品質、規格、引渡場所及びその他の事項については、仕様書の支給材料及び貸与品目録に記載したところによる。

- 2 受注者は、前項の支給材料又は貸与品を受領したときは、その都度、受領書又は借用書を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品を、この事業以外の用途に使用してはならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受注者は、この事業の完了、設計図書の変更等によって支給材料又は貸与品が不用となったときは、直ちに発注者に返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(設計図書と事業内容が一致しない場合の修補義務)

第13条 受注者は、事業の実行部分が設計図書又は監督職員の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合であって、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受注者は、事業の実行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で成果品の変更を伴うものは発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で成果品の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 15 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は事業に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（事業の進行管理）

第 16 条 発注者は、受注者の行う事業の適正な進行管理を行うため必要なときは、進行状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（事業の中止）

- 第 17 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより事業現場の状態が著しく変動したため、受注者が事業を行うことができないと認められるときは、発注者は、事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、事業の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、事業の中止内容を受注者に通知して、事業の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により事業実行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者が事業の続行に備え事業実行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及

ばしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い事業期間の禁止)

第 18 条 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、この事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により事業等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長等)

第 19 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連事業又は工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第 20 条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第 21 条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては、発注者が事業期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が事業期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第 22 条 請負金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始

の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置等)

第 23 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 24 条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他事業の実行に関して生じた損害（次条第 1 項又は第 26 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 45 条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 25 条 事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 45 条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の場合その他事業の実行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 26 条 成果品の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 45 条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具であって立会いその他受注者の事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下第 6 項において「損害合計額」という。）のうち、請負金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 事業の出来形部分に関する損害
損害を受けた事業の出来形部分に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は測量機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は測量機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果品に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第 27 条 発注者は、第 7 条、第 13 条から第 15 条まで、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条又は第 30 条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、

協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(事業の完了及び検査)

第 28 条 受注者は、事業を完了したと認めるときは、速やかに事業完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の事業完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、受注者は、発注者又は検査職員が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者又は監督職員若しくは検査職員の指示により、これを修正し、再度発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この検査については、前 2 項の規定を準用する。
- 4 合格した検査に係る事業完了届を発注者が受理した日が、事業期間の末日後である場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る第 1 項の事業完了届又は第 3 項において準用する第 1 項の事業完了届を受理した日までの日数を、受注者の履行遅滞日数として取り扱うものとする。
- 5 発注者が受注者に対し第 2 項又は第 3 項において準用する第 2 項の検査に合格した旨を通知したときをもって、事業の全部を完了したものとし、成果品について、発注者は受注者から引渡しを受けたものとみなす。

(請負金の支払い)

- 第 29 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 3 項の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者は、支払請求書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内に請負金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項に規定する検査の期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果品の使用)

- 第 30 条 発注者は、第 28 条第 5 項の引渡し前においても、成果品の全部又は一部を、受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第 1 項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受注

者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(第三者による代理受領)

第 31 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 29 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第 32 条 発注者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 33 条 発注者は、事業が完了するまでの間は、次条又は第 35 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 34 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 事業期間内に事業が完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第9条第1項の主任技術者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第32条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して請負金債権を譲渡したとき。
- (2) 契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された成果品に契約不適合がある場合において、その不適合が成果品を除去した上で再び事業を実施しなければ、契約の目的が達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負金債権を譲渡したとき。
- (9) 第37条又は第38条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時測量業務等の契約を締結する事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(12) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(13) 第 11 号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について、不正行為をしたとき。

(14) 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

2 受注者は、この契約に関して受注者又は受注者の代理人が前項第 11 号又は第 12 号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 36 条 第 34 条各号又は前条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 37 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 38 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 15 条の規定により設計図書を変更したため請負金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 17 条の規定による事業の全部の中止期間が事業期間の 10 分の 5 (事業期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月) を超えたとき。ただし、中止が事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の事業が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 39 条 第 37 条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 40 条 発注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び当該検査部分に使用した設計図書に基づく事業に使用する材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金を、受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、事業現場に受注者が所有又は管理する事業に使用する材料、測量機械器具、仮設物その他の物件 (第 5 条第 3 項の規定により、受注者から事業の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明

け渡さなければならない。

- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第34条、第35条第1項又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第33条第1項、第37条又は第38条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 事業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に事業を完了することができないとき。
 - (2) この成果品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第34条又は第35条の規定により、成果品の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第34条又は第35条の規定により成果品の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果品の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注

者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負金額から出来形部分に相應する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第42条 受注者（共同事業体にあつては、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（契約締結後請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人に、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) この契約に関し、前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁

止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第43条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第37条又は第38条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第29条第2項の規定による請負金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第44条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第28条第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者が第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果品の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第45条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（あっせん又は調停）

第46条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、第三者のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は主任技術者の事業の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から事業を委任され、又は請け負った者の事業の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 3 第1項のあっせん又は調停の方法は、受注者の意見を聴いた上で発注者が決定する

ものとする。

(契約外の事項)

第 47 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

境界検測予備調査作業仕様書

1 趣旨

この作業は、林野庁測定規程(以下「規程」という。)、計画図書(境界検測 予備調査区間表、境界検測予備調査位置図)、国有林野標識原簿(標識巡検簿)、境界検測予備調査野帳及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

2 調査方法等

境界検測予備調査(以下「予備調査」という。)は、次により予備調査の対象とするすべての境界標の異常の有無を調査するものとする。

(1)使用する調査機器等

ポケットコンパス、ポール、メートル縄、カメラ、既往の測量記録(境界 検測予備調査野帳、標識原簿等)、基本図、鉋、鎌等を使用するものとする。

(2)調査及び作業内容

- ① 標識原簿を基に、ポケットコンパス等を用いて各境界標の位置を測定し、境界標の異常の有無を調査し、境界検測予備調査報告書及び境界検測予備調査野帳にとりまとめを行うものとする。
- ② 境界標の異常が認められない場合は、境界標の頭部に赤ペンキを塗布するとともに、境界見出し標等の整備を行うものとする。
- ③ 測定した境界標の異常が認められた場合は、その形態について調査を行い、「3 記録の方法(1)」に基づきとりまとめを行うこととする。
- ④ 標識原簿に記載されている境界標識については、異常の有無にかかわらず、すべての箇所について写真撮影を行うこととする。
写真撮影にあたっては、該当する境界標にポール等をあて、現地境界標の 状態が分かるよう撮影すること。
なお、撮影時には、ホワイトボード等を使用し、現地境界の状態を明示 し、撮影することとする。
- ⑤ 各境界標の調査の際には、境界線の周辺における土地利用及び伐採等の 状況並びに境界侵害の疑いの有無について調査し、「3 記録の方法(2)」 に基づきとりまとめを行うとともに、写真撮影をするものとする。
- ⑥ 境界標の直近の立木(国有林野内のもの)の、地上 1.2m付近に赤ペン キを塗布するものとする。直近に立木がない場合は、見出し杭(長さ 1 m 程度、直径 3 cm以上)を作成し、境界標の近くの国有林野側に十分打ち込 んだ後、頭部に赤ペンキを塗布するものとする。

3 記録の方法

予備調査の内容は、別紙 1 様式「令和○年度境界検測予備調査実施報告書」に 調査内容を記載するものとする。

なお、境界標の状況等は、次により区分するものとする。

(1)境界標が異常の場合

境界標は存在するが、異常が認められる場合は、次により区分する。

区分については、目視(写真も含む)により判断することとし、現地境界標が堅固に設置されているか確認を行ったうえでの区分とする。

なお、以下の区分により判断ができない場合にあっては、監督員の指示により判断することとする。

- ① 傾斜
- ② 折損
- ③ 頂面欠損
- ④ 番号脱落
- ⑤ 転倒
- ⑥ 移動
- ⑦ 不明(発見できないものなど)

(2)境界線の近辺における土地利用及び伐採等の状況並びに境界侵害の疑いの有無

土地利用及び伐採等の状況は、具体的に記載するものとし、境界侵害の疑いの有無については、次のとおり区分する。

- ① 建物敷
- ② 敷地(整地されている場合)
- ③ 工作物敷
- ④ 庭園敷
- ⑤ 農地用
- ⑥ 道路敷
- ⑦ その他(具体的な使用状況)

4 障害物の除去等

(1)測量支障木等障害物の除去については、必要最小限度にとどめることとし、事後に監督職員へ報告するものとする。

(2)測量支障木を伐採する場合には、努めて根際から伐り、枝払いを行うなど、周辺の植栽木の生育の妨げとならないよう留意する。

なお、隣接地が道路、水路、農耕地等の場合は、伐採木が交通や農作物への支障とならないよう直ちに除去する。

5 環境負荷軽減への取組

事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

6 支給材料及び貸与品

- (1) この作業に係わる支給材料及び貸与品は、特記仕様書(境界検測予備調査)に記載する支給材料及び貸与品目録に記載のとおりとする。
- (2) 貸与品は複製してはならない。
- (3) 貸与品を部外者に閲覧、謄写させてはならない。

7 監督職員の指示により処理すべき事項

次に掲げる事態が生じた場合は、監督職員に報告し、指示に基づき処理することとし、経過を標識原簿(写)に記載するものとする。

- (1) 資料成果に不備を発見したとき。
- (2) 既設境界標の位置に誤りがあることを確認したとき。
- (3) 隣接地所有者から、異議、不服等の申し出があったとき。
- (4) その他疑義が生じたとき。

8 写真管理について

写真は、作業種別毎に下記の要領で撮影する。

(1) 作業種別

- ① 伐開作業 : 作業着手前及び完成写真(各 5 箇所以上)
- ② 境界検測予備調査作業中 : 作業中(5 箇所以上)
- ③ 「2 調査方法等の(2)④」によるもの : 対象となるものすべて

- (2) 写真には、事業名、日付、場所、作業種、境界番号を明確に写し込むものとする。
- (3) その他監督職員の指示によるものとする。

9 納入成果品

- (1) 報告書は、別紙 1 様式「令和○年度境界検測予備調査実施報告書」に基づき 報告するものとする。
- (2) 添付書類
 - ① 写真集・・・「8 写真管理について(1)(2)(3)」に基づき 撮影した写真を整理する。
 - ② 測量記録・・・貸与資料に測量結果を記入する。(確認検測を準用)

平成〇〇年度 境界検測予備調査実施報告書 (記載例)

調査箇所	〇〇森林管理署（所）														〇〇森林事務所管内				〇〇〇		国有林		〇〇		林 班		〇		小 班	
調査者名	(株) 〇〇コンサルタント								四国太郎				調 査 期 間		平成		年		月		日		～ 平成		年		月		日	
境 界 標 番 号	境 界 標 の 状 況																													
	正常	不明	異 状 形 態						境界標改設の 必要性の有無		境界侵害の 有無、疑い			不明の要因、侵害の形態等																
			傾斜	折損	頂面 欠損	番号 脱落	転倒	移動	有	無	有	無	疑い																	
甲 1	○									○																				
甲 1 ホ 1	○									○		○																		
甲 2		○								○			○																小崩壊により流亡したおそれ。	
甲 3	○									○		○																		
甲 3 ホ 1					○					○			○																	
甲 3 ホ 2							○				○	○																花畑として1 m位使用。		
甲 4	○										○				○													甲4から約50m地点で倉庫敷が越境の疑い。		
甲 5									○	○			○																	
甲 5 ホ 1								○		○					○															
甲 6（無標）	○										○				○															
甲 7			○							○					○															
甲 7 ホ 1	○										○	○																農耕地として3 m×3.5 m位使用。		
甲 7 ホ 2					○						○	○																同上		
甲 8	○										○				○															
甲 9	○										○				○															
↓																														
甲 8 5	○										○				○															
甲 8 6		○								○					○													法面崩落により埋没のおそれ。		
甲 8 7							○		○	○					○															
（予甲87ホ1	○										○				○															
甲 8 8			○							○					○															
計	78	14	3	5	2	11	7	6	19	107	3	122	1																	

- (注)
1. 無標の場合は、正常欄へ記載する。
 2. 予備標は () 書とする。
 3. 境界標改設の必要性の欄は、監督職員の指示を踏まえ記載する。
 4. 不明の要因、侵害の形態の欄は、簡潔かつ具体的に記載する。

赤丸内の総数は同じ(126)となる。

特記仕様書（境界検測予備調査）

1 支給材料及び貸与品について

支給材料及び貸与品目録は以下のとおりとする。

2 安全衛生管理

（１）請負契約締結後には、発注者による安全指導を行うので、代表者及び現場代理人を出席させられたい。

（２）請負契約締結後は、緊急連絡体制図を作成し、速やかに提出のうえ、会社、現場へ掲示するものとする。

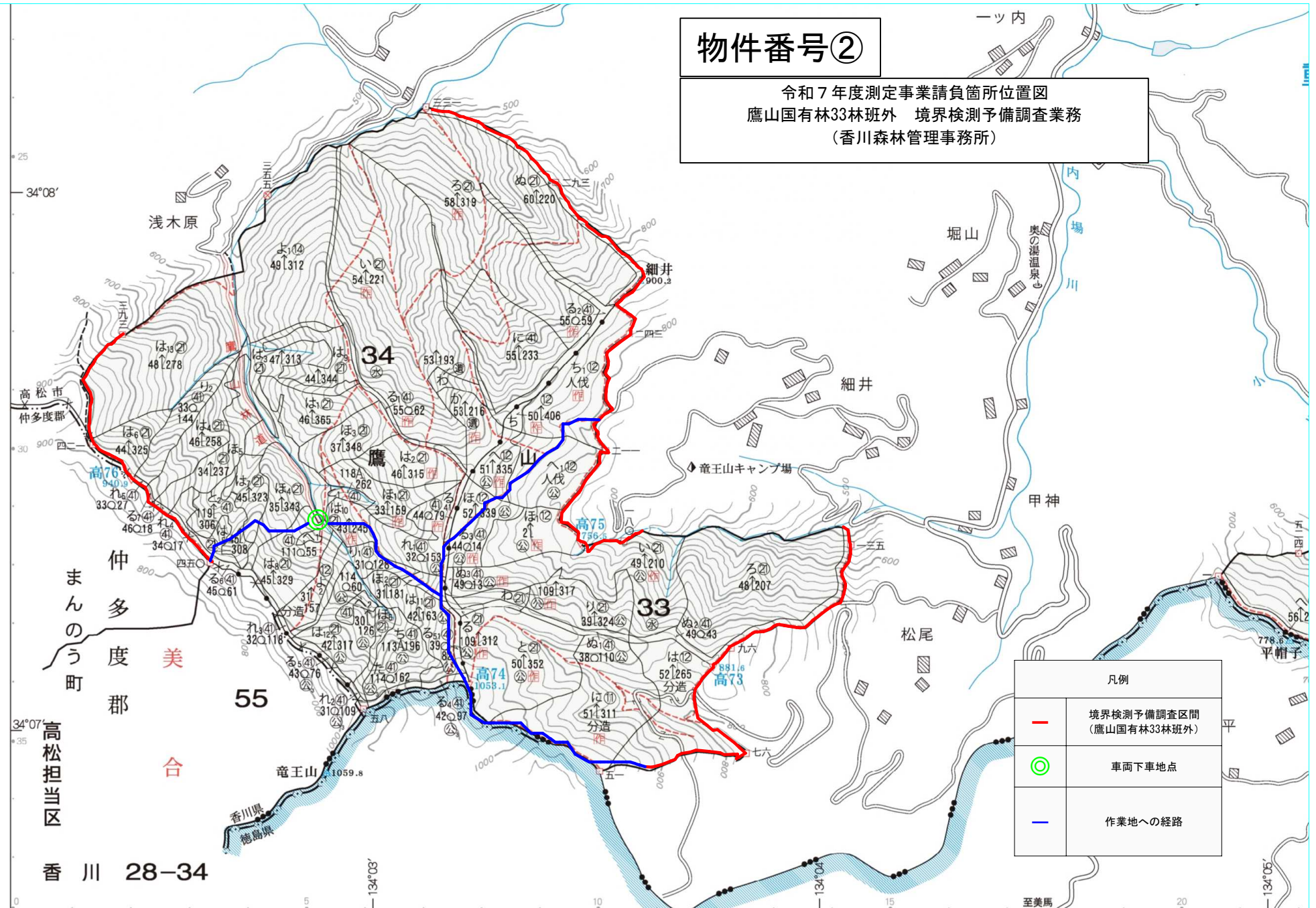
支給材料及び貸与品目録

香川森林管理事務所 鷹山国有林

区 分	品 目	数 量	支給場所	備 考
支給材料	境界見出し標	300枚	香川森林管理事務所	
	真鍮線	30巻	〃	1巻7m
	スプレー（赤）	25本	〃	
	油性マーカー	2本	〃	
貸与品	国有林野標識原簿 （標識巡検簿）	2部	〃	鷹山
	境界検測予備調査 野帳	10枚	〃	鷹山

物件番号②

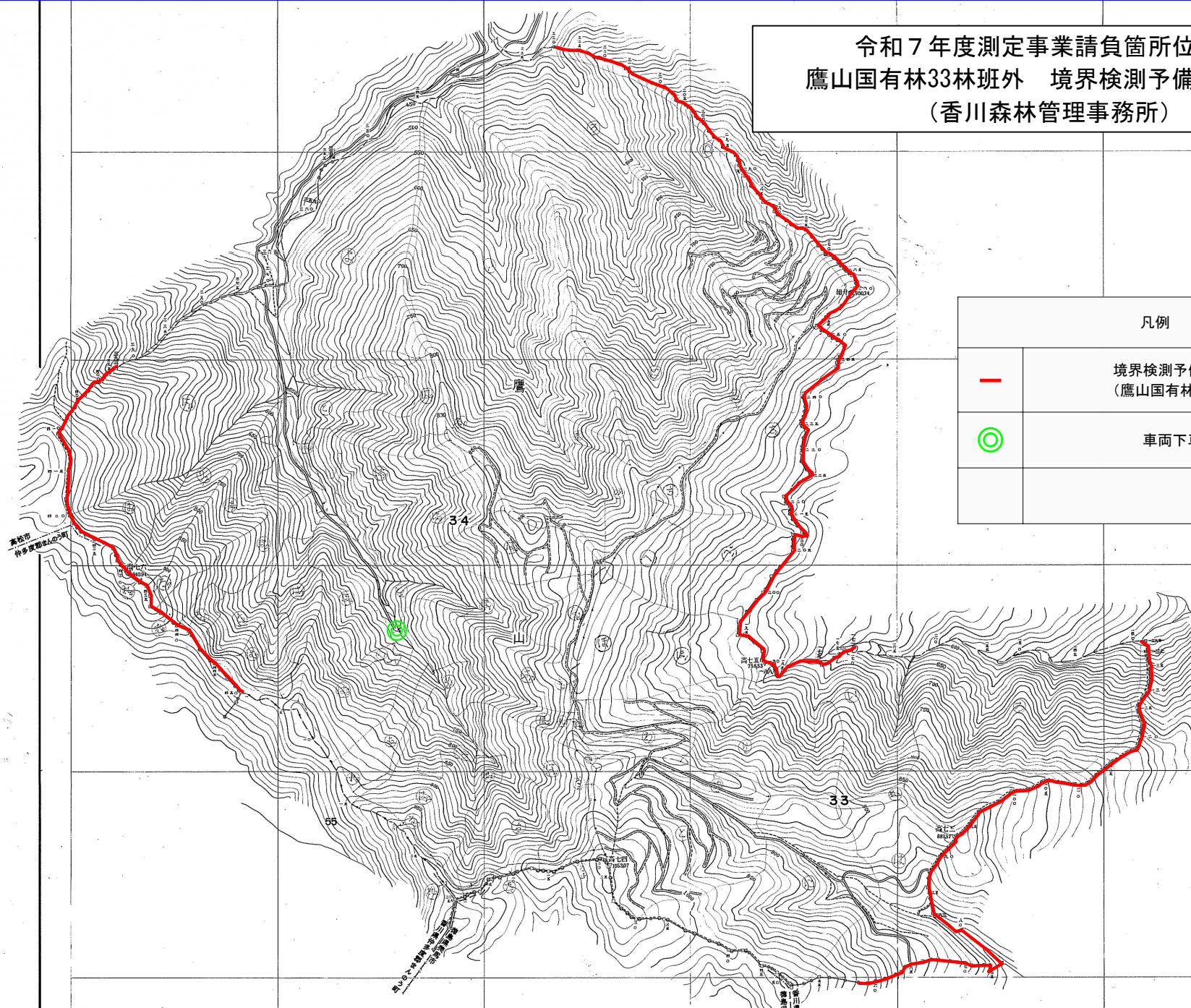
令和7年度測定事業請負箇所位置図
鷹山国有林33林班外 境界検測予備調査業務
(香川森林管理事務所)



令和7年度測定事業請負箇所位置図
 鷹山国有林33林班外 境界検測予備調査業務
 (香川森林管理事務所)

凡例

—	境界検測予備調査区間 (鷹山国有林33林班外)
◎	車両下車地点



第 2 号物件

事業名：令和 7 年度 境界検測予備調査業務 香川 森林管理事務所 鷹山 国有林

境界検測予備調査業務請負区間表

物件 番号	担当森林 事務所	国有林名	林班	区間		境界点数				境界延長（m）		位置図
				自	至	有	無標点	計		斜距離	水平距離	
②	福栄・高松	鷹山	33・34	58	139ホ1	75	7	82		1,793	1,607	物件番号②
				171	330	152	8	160		2,641	2,462	
				393	450	58	0	58		1,137	1,050	
計						285	15	300		5,571	5,119	

鷹山 31～34林班

測系	境界点 番 号	標 識			境界 種別	座標値			距 離 方 向 角 計 算										
		番 号	種類	設置 年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方 向 角			夾 角	鉛 直 角			斜 距 離	水平距離		
1	57	57	豆ｺﾝ	S49	2	51,873.120	123,492.850	949.410	99	16	55	279	16	55	- 25	16	11	34.623	31.310
1	58	58	豆ｺﾝ	S49	2	51,904.020	123,487.800	934.630	92	51	40	173	34	46	- 12	48	11	23.420	22.838
1	59	15	石標		2	51,926.830	123,486.660	929.440	76	8	4	163	16	24	- 21	49	22	21.036	19.529
1	60	60	豆ｺﾝ	S49	2	51,945.790	123,491.340	921.620	75	1	21	178	53	16	- 38	7	33	29.463	23.177
1	61	61	豆ｺﾝ	S49	2	51,968.180	123,497.330	903.430	67	30	58	172	29	37	- 32	21	40	33.031	27.901
1	62	62	豆ｺﾝ	S49	2	51,993.960	123,508.000	885.750	70	45	27	183	14	29	- 35	6	32	18.100	14.807
1	63	11	石標		2	52,007.940	123,512.880	875.340	30	1	19	139	15	52	- 28	10	3	17.752	15.650
1	64	64	豆ｺﾝ	S49	2	52,015.770	123,526.430	866.960	64	7	13	214	5	54	- 14	56	32	17.026	16.450
1	65	65	小ｺﾝ	H21	2	52,030.570	123,533.610	862.570	80	34	10	196	26	57	- 12	46	46	30.289	29.539
1	66	8	石標		2	52,059.710	123,538.450	855.870	71	32	20	170	58	10	- 19	50	21	22.158	20.843
1	67	67	豆ｺﾝ	S49	2	52,079.480	123,545.050	848.350	95	54	59	204	22	38	- 20	57	42	18.701	17.463
1	68	6	石標		2	52,096.850	123,543.250	841.660	94	46	7	178	51	8	- 23	42	16	32.188	29.472
1	69	69	豆ｺﾝ	S49	2	52,126.220	123,540.800	828.720	97	42	18	182	56	12	- 17	22	19	39.153	37.367
1	70	70	豆ｺﾝ	S49	2	52,163.250	123,535.790	817.030	114	38	43	196	56	24	- 23	18	44	16.425	15.084
1	71	3	石標		2	52,176.960	123,529.500	810.530	86	48	42	152	9	59	- 28	21	55	33.509	29.486
1	72	72	豆ｺﾝ	S49	2	52,206.400	123,531.140	794.610	90	12	25	183	23	44	- 39	27	16	21.512	16.610
1	73	73	小ｺﾝ	H25	2	52,223.010	123,531.080	780.940	193	3	39	282	51	14	4	47	13	16.297	16.240
1	74	74	豆ｺﾝ	S49	2	52,219.340	123,515.260	782.300	50	47	15	37	43	37	- 35	29	31	10.937	8.905
1	75	75	豆ｺﾝ	S49	2	52,226.240	123,520.890	775.950	59	26	39	188	39	24	- 29	0	45	31.670	27.696
1	76	500	石標	M43	2	52,250.090	123,534.970	760.590	312	58	28	73	31	49	12	3	56	28.847	28.210
1	77		無標		2	52,229.450	123,554.200	766.620	312	53	10	179	54	42	7	23	45	24.937	24.730
1	78		無標		2	52,211.330	123,571.030	769.830	306	53	59	174	0	49	7	21	46	42.605	42.254
1	79		無標		2	52,177.540	123,596.400	775.290	309	10	57	182	16	58	9	24	28	31.751	31.324
1	80		無標		2	52,153.260	123,616.190	780.480	257	32	39	128	21	42	4	42	28	15.352	15.300
1	81		無標		2	52,138.320	123,612.890	781.740	310	57	0	233	24	21	7	19	58	26.952	26.732
1	82		無標		2	52,118.130	123,630.410	785.180	308	13	3	177	16	3	8	54	19	41.149	40.653
1	83	498	石標	T5	2	52,086.190	123,655.560	791.550	348	25	36	220	12	33	18	21	59	38.655	36.686
1	84	84	小ｺﾝ	H25	2	52,078.830	123,691.500	803.730	351	14	17	182	48	41	20	25	51	14.782	13.852
1	85	85	小ｺﾝ	H25	2	52,076.720	123,705.190	808.890	347	53	37	176	39	20	20	10	19	14.732	13.828
1	86	497	石標	T1	2	52,073.820	123,718.710	813.970	1	17	45	193	24	8	15	26	3	22.019	21.225
1	87	87	豆ｺﾝ	S49	2	52,074.300	123,739.930	819.830	12	46	2	191	28	17	22	53	25	18.665	17.195
1	88	88	金属	H21	2	52,078.100	123,756.700	827.090	37	57	38	205	11	35	25	26	45	24.089	21.752
1	89	495	石標	T1	2	52,091.480	123,773.850	837.440	29	19	18	171	21	40	29	15	54	25.795	22.503
1	90	90	豆ｺﾝ	S49	2	52,102.500	123,793.470	850.050	43	39	1	194	19	43	28	54	11	23.317	20.413
1	91	91	豆ｺﾝ	S49	2	52,116.590	123,808.240	861.320	46	9	29	182	30	28	29	7	13	36.043	31.487
1	92	92	豆ｺﾝ	S49	2	52,139.300	123,830.050	878.860	0	45	30	134	36	1	15	38	34	10.199	9.821
1	93	494	石標	T1	2	52,139.430	123,839.870	881.610	58	29	32	237	44	1	- 16	41	49	18.099	17.336
2	94	94	豆ｺﾝ	S49	2	52,154.210	123,848.930	876.410	43	13	19	164	43	47	- 16	5	46	23.480	22.560
2	95	95	豆ｺﾝ	S49	2	52,169.660	123,865.370	869.900	37	20	18	174	6	59	- 12	7	55	36.780	35.959
2	96	493	石標	T1	2	52,191.470	123,893.960	862.170	29	9	58	171	49	40	- 15	56	30	8.301	7.982
2	97	97	豆ｺﾝ	S49	2	52,195.360	123,900.930	859.890	63	11	25	214	1	26	- 19	2	22	62.014	58.621
2	98	98	豆ｺﾝ	S49	2	52,247.680	123,927.370	839.660	51	56	56	168	45	31	- 7	43	43	33.090	32.789

鷹山 31~34林班

測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離方向角計算											
		番号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方向角			夾角		鉛直角		斜距離	水平距離			
2	99	99	豆マ	S49	2	52,273.500	123,947.580	835.210	63	16	54	191	19	58	-	9	50	27	10.181	10.031
2	100	100	豆マ	S49	2	52,282.460	123,952.090	833.470	87	40	18	204	23	24	-	15	20	4	8.168	7.877
2	101	492	石標	T5	2	52,290.330	123,952.410	831.310	86	13	17	178	32	59	-	22	50	4	24.532	22.609
2	102	102	豆マ	S49	2	52,312.890	123,953.900	821.790	67	39	29	161	26	12	-	21	16	35	28.936	26.964
2	103	103	豆マ	S49	2	52,337.830	123,964.150	811.290	50	41	10	163	1	41	-	18	22	1	13.837	13.133
2	104	104	豆マ	S49	2	52,347.990	123,972.470	806.930	67	41	57	197	0	47	-	26	19	39	14.025	12.570
2	105	491	石標	T5	2	52,359.620	123,977.240	800.710	85	9	7	197	27	10	-	16	45	55	7.662	7.336
2	106	106	豆マ	S49	2	52,366.930	123,977.860	798.500	102	40	32	197	31	24	-	15	35	22	17.600	16.953
2	107	107	豆マ	S49	2	52,383.470	123,974.140	793.770	97	53	8	175	12	36	-	16	21	43	15.193	14.578
2	108	108	豆マ	S49	2	52,397.910	123,972.140	789.490	99	57	26	182	4	18	-	20	10	14	29.204	27.413
2	109	490	石標	T5	2	52,424.910	123,967.400	779.420	96	24	0	176	26	35	-	20	11	58	14.626	13.726
2	110	110	豆マ	S49	2	52,438.550	123,965.870	774.370	85	37	37	169	13	36	-	26	34	54	15.398	13.770
2	111	489	石標	T5	2	52,452.280	123,966.920	767.480	58	47	55	153	10	18	-	31	18	10	17.419	14.883
2	112	112	豆マ	S49	2	52,465.010	123,974.630	758.430	43	45	52	164	57	58	-	27	25	9	26.971	23.941
2	113	113	豆マ	S49	2	52,481.570	123,991.920	746.010	53	48	12	190	2	19	-	11	19	29	25.870	25.366
2	114	114	豆マ	S49	2	52,502.040	124,006.900	740.930	51	26	30	177	38	18	-	22	27	34	20.051	18.530
2	115	115	豆マ	S49	2	52,516.530	124,018.450	733.270	53	59	40	182	33	10	-	27	34	15	34.850	30.892
2	116	116	豆マ	S49	2	52,541.520	124,036.610	717.140	60	54	54	186	55	14	-	5	9	36	23.794	23.698
2	117	488	石標	T5	2	52,562.230	124,048.130	715.000	75	54	57	195	0	4	-	14	42	59	14.998	14.506
2	118	487	石標	T1	2	52,576.300	124,051.660	711.190	29	14	1	133	19	4	-	26	27	10	7.296	6.532
2	119	119	豆マ	S49	2	52,579.490	124,057.360	707.940	20	5	57	170	51	56	-	38	26	2	34.475	27.005
2	120	486	石標	T1	2	52,588.770	124,082.720	686.510	11	39	35	171	33	38	-	35	42	17	23.338	18.951
2	121	121	豆マ	S49	2	52,592.600	124,101.280	672.890	11	32	59	179	53	24	-	31	2	5	11.483	9.839
2	122	122	豆マ	S49	2	52,594.570	124,110.920	666.970	358	35	56	167	2	57	-	37	19	15	8.742	6.952
2	123	485	石標	T1	2	52,594.400	124,117.870	661.670	338	50	45	160	14	49	-	44	56	15	45.290	32.060
2	124	124	豆マ	S49	2	52,582.830	124,147.770	629.680	351	26	11	192	35	26	-	43	30	34	5.926	4.298
2	125	484	石標	T5	2	52,582.190	124,152.020	625.600	3	53	50	192	27	40	-	36	6	33	10.198	8.239
2	126	126	豆マ	S49	2	52,582.750	124,160.240	619.590	28	34	55	204	41	5	-	41	31	14	12.898	9.657
2	127	483	石標	T5	2	52,587.370	124,168.720	611.040	35	3	26	186	28	30	-	38	24	15	13.796	10.811
2	128	128	豆マ	S49	2	52,593.580	124,177.570	602.470	39	46	20	184	42	54	-	38	48	44	19.720	15.366
2	129	129	豆マ	S49	2	52,603.410	124,189.380	590.110	27	28	58	167	42	38	-	42	34	43	9.858	7.259
2	130	482	石標	M44	2	52,606.760	124,195.820	583.440	12	15	59	164	47	1	-	48	57	28	23.799	15.627
2	131	131	豆マ	S49	2	52,610.080	124,211.090	565.490	13	5	22	180	49	23	-	37	45	15	13.180	10.421
2	132	132	豆マ	S49	2	52,612.440	124,221.240	557.420	358	49	54	165	44	32	-	25	13	35	15.181	13.733
2	133	133	豆マ	S49	2	52,612.160	124,234.970	550.950	357	40	17	178	50	23	-	38	20	44	15.377	12.060
2	134	134	豆マ	S49	2	52,611.670	124,247.020	541.410	357	41	58	180	1	41	-	48	22	25	10.502	6.976
2	135	481	石標	M44	2	52,611.390	124,253.990	533.560	343	32	56	165	50	58	-	55	4	49	26.648	15.254
2	136	136	豆マ	S49	2	52,607.070	124,268.620	511.710	355	0	45	191	27	49	-	42	22	6	28.491	21.050
2	137	137	豆マ	S49	2	52,605.240	124,289.590	492.510	355	20	44	180	19	59	-	40	35	2	17.201	13.063
2-1	137ホ1		無標		2	52,604.180	124,302.610	481.320	303	54	37	128	33	53	-	21	12	55	22.439	20.918
2-1	139ホ1	480	石標		2	52,586.820	124,314.280	473.200												

鷹山 31～34林班																				
測 系	境界点 番 号	標 識			境界 種別	座標値			距 離 方 向 角 計 算											
		番 号	種類	設置 年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方 向 角			夾 角		鉛 直 角		斜 距 離	水平距離			
2	170		無標		2	51,892.510	124,286.980	675.320	7	50	20	292	55	21	21	18	41	14.638	13.637	
2	171	472	石標	M44	2	51,894.370	124,300.490	680.640	237	29	28	49	39	8	25	29	8	15.501	13.993	
2	172	172	小コ	H23	2	51,882.570	124,292.970	687.310	256	29	16	198	59	48	5	42	41	12.259	12.198	
2	173	173	豆コ	S49	2	51,870.710	124,290.120	688.530	236	30	20	160	1	3	25	23	6	12.596	11.380	
2	174	174	豆コ	S49	2	51,861.220	124,283.840	693.930	218	10	25	161	40	5	11	21	46	8.070	7.912	
2	175	175	豆コ	S49	2	51,856.330	124,277.620	695.520	261	53	24	223	42	59	20	33	13	8.630	8.081	
2	176	471	石標	M44	2	51,848.330	124,276.480	698.550	232	40	13	150	46	49	10	15	29	24.820	24.423	
2	177	177	豆コ	S49	2	51,828.910	124,261.670	702.970	255	16	1	202	35	48	9	39	22	11.327	11.167	
2	178	470	石標	M44	2	51,818.110	124,258.830	704.870	305	43	34	230	27	33	-	29	46	55	13.851	12.022
2	179	179	小コ	H23	2	51,808.350	124,265.850	697.990	277	29	9	151	45	36	-	9	53	41	4.597	4.529
2	180		無標		2	51,803.860	124,266.440	697.200	268	28	8	170	58	58	13	22	2	21.541	20.957	
2	181		無標		2	51,782.910	124,265.880	702.180	274	25	5	185	56	57	17	30	36	21.371	20.381	
2	182		無標		2	51,762.590	124,267.450	708.610	245	11	54	150	46	49	18	57	15	17.518	16.568	
2	183		無標		2	51,747.550	124,260.500	714.300	246	31	2	181	19	9	17	57	30	18.098	17.216	
2	184		無標		2	51,731.760	124,253.640	719.880	219	47	15	153	16	13	23	44	39	17.857	16.345	
2	185		無標		2	51,721.300	124,241.080	727.070	219	41	33	179	54	17	18	45	1	15.741	14.906	
2	186		無標		2	51,711.780	124,229.610	732.130	266	53	21	227	11	48	11	24	46	4.700	4.607	
2	187		無標		2	51,707.180	124,229.360	733.060	353	44	41	266	51	20	27	4	44	20.100	17.897	
2	188	188	小コ	H26	2	51,705.230	124,247.150	742.210	328	14	3	154	29	22	30	50	18	16.835	14.455	
2	189	189	小コ	H22	2	51,697.620	124,259.440	750.840	288	29	3	140	15	0	20	51	23	19.746	18.452	
2	190	190	豆コ	S49	2	51,680.120	124,265.290	757.870	303	50	11	195	21	8	17	36	59	9.120	8.692	
3	191	465	石標	M44	2	51,672.900	124,270.130	760.630	6	58	5	243	7	54	0	26	21	22.175	22.174	
3	192	464	石標	M44	2	51,675.590	124,292.140	760.800	341	4	53	154	6	48	-	9	44	25	5.320	5.243
3	193	193	豆コ	S49	2	51,673.890	124,297.100	759.900	308	13	45	147	8	52	3	54	31	23.325	23.271	
3	194	194	豆コ	S49	2	51,655.610	124,311.500	761.490	310	52	31	182	38	46	0	5	40	24.281	24.281	
3	195	195	小コ	H22	2	51,637.250	124,327.390	761.530	278	2	29	147	9	59	19	6	4	23.225	21.946	
3	196	462	石標	M44	2	51,615.520	124,330.460	769.130	3	54	41	265	52	11	1	53	55	31.390	31.373	
3	197	461	石標	M44	2	51,617.660	124,361.760	770.170	38	48	17	214	53	37	-	3	10	10	29.662	29.617
3	198	198	豆コ	S49	2	51,636.220	124,384.840	768.530	38	7	10	179	18	52	-	5	19	20	39.242	39.073
3	199	199	豆コ	S49	2	51,660.340	124,415.580	764.890	44	43	31	186	36	21	-	1	25	58	23.596	23.589
3	200	460	石標	M44	2	51,676.940	124,432.340	764.300	32	45	28	168	1	57	14	47	22	9.519	9.204	
3	201	201	豆コ	S49	2	51,681.920	124,440.080	766.730	27	36	13	174	50	45	7	45	45	35.612	35.286	
3	202	459	石標	M44	2	51,698.270	124,471.350	771.540	36	27	50	188	51	37	-	1	20	35	18.345	18.340
3	203	203	豆コ	S49	2	51,709.170	124,486.100	771.110	39	27	22	182	59	33	14	24	18	13.225	12.809	
3	204	204	豆コ	S49	2	51,717.310	124,495.990	774.400	39	9	31	179	42	9	9	26	58	50.008	49.329	
3	205	458	石標	M44	2	51,748.460	124,534.240	782.610	355	27	7	136	17	36	9	55	46	9.859	9.711	
3	206	206	豆コ	S49	2	51,747.690	124,543.920	784.310	1	33	33	186	6	26	24	33	53	20.206	18.377	
3	207	207	豆コ	S49	2	51,748.190	124,562.290	792.710	7	8	18	185	34	45	23	8	46	11.728	10.784	
3	208	457	石標	M44	2	51,749.530	124,572.990	797.320	103	8	38	276	0	20	-	10	36	48	9.664	9.499
3	209	209	豆コ	S49	2	51,758.780	124,570.830	795.540	99	57	52	176	49	14	-	28	22	19	13.005	11.443
3	210	210	豆コ	S49	2	51,770.050	124,568.850	789.360	83	32	15	163	34	23	-	34	4	34	10.619	8.796
3	211	456	石標	M44	2	51,778.790	124,569.840	783.410	339	1	1	75	28	46	-	16	11	46	7.852	7.540

鷹山 31～34林班																			
測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離 方 向 角 計 算										
		番 号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方 向 角			夾 角		鉛 直 角		斜 距 離	水平距離		
3	212	212	豆コ	S49	2	51,776.090	124,576.880	781.220	316	29	37	157	28	36	- 6	52	7	23.497	23.328
3	213	213	豆コ	S49	2	51,760.030	124,593.800	778.410	323	27	5	186	57	28	3	21	13	20.000	19.966
3	214	214	豆コ	S49	2	51,748.140	124,609.840	779.580	332	11	46	188	44	40	0	23	25	14.685	14.685
3	215	215	豆コ	S49	2	51,741.290	124,622.830	779.680	358	31	14	206	19	29	0	0	0	6.972	6.972
3	216	216	豆コ	S49	2	51,741.110	124,629.800	779.680	29	55	53	211	24	39	23	15	11	4.559	4.18
3	217	217	豆コ	S49	2	51,743.200	124,633.430	781.480	347	12	42	137	16	49	39	41	3	10.273	7.906
3	218	218	豆コ	S49	2	51,741.450	124,641.140	788.040	321	17	28	154	4	46	30	14	6	8.440	7.292
3	219	219	豆コ	S49	2	51,736.890	124,646.830	792.290	318	50	47	177	33	19	23	36	42	9.088	8.327
3	220	220	豆コ	S49	2	51,731.410	124,653.100	795.930	341	29	12	202	38	25	12	10	35	14.176	13.857
3	221	455	石標	M44	2	51,727.010	124,666.240	798.920	48	15	54	246	46	42	- 3	31	29	25.375	25.327
3	222	222	豆コ	S49	2	51,745.910	124,683.100	797.360	44	37	43	176	21	49	- 5	52	34	24.127	24.000
3	223	223	豆コ	S49	2	51,762.770	124,700.180	794.890	60	3	51	195	26	8	- 0	22	28	13.767	13.767
3	224	224	豆コ	S49	2	51,774.700	124,707.050	794.800	59	6	51	179	3	0	- 5	56	26	20.291	20.182
3	225	454	石標	M44	2	51,792.020	124,717.410	792.700	344	21	58	105	15	7	6	52	40	5.344	5.306
3	226	226	豆コ	S49	2	51,790.590	124,722.520	793.340	314	20	42	149	58	44	7	22	9	13.098	12.990
3	227	227	豆コ	S44	2	51,781.300	124,731.600	795.020	328	33	25	194	12	43	10	42	58	22.749	22.352
3	228	228	豆コ	S49	2	51,769.640	124,750.670	799.250	359	29	36	210	56	11	13	54	14	22.140	21.491
3	229	453	石標	M44	2	51,769.450	124,772.160	804.570	7	33	25	188	3	49	8	11	23	8.143	8.060
3	230	230	豆コ	S49	2	51,770.510	124,780.150	805.730	2	16	12	174	42	47	5	41	30	7.865	7.826
3	231	231	豆コ	S49	2	51,770.820	124,787.970	806.510	9	38	17	187	22	4	7	29	31	21.628	21.443
3	232	232	豆コ	S49	2	51,774.410	124,809.110	809.330	23	2	38	193	24	22	7	14	27	18.645	18.496
3	233	452	石標	M44	2	51,781.650	124,826.130	811.680	313	23	25	110	20	47	25	54	7	16.230	14.600
3	234	234	豆コ	S49	2	51,771.040	124,836.160	818.770	335	32	33	202	9	8	10	3	1	7.163	7.053
3	235	235	豆コ	S49	2	51,768.120	124,842.580	820.020	10	4	44	214	32	11	3	36	7	7.959	7.943
3	236	236	豆コ	S49	2	51,769.510	124,850.400	820.520	26	1	6	195	56	22	3	13	25	11.737	11.718
3	237	237	豆コ	M44	2	51,774.650	124,860.930	821.180	12	34	22	166	33	16	13	8	56	11.605	11.301
3	238	238	豆コ	S49	2	51,777.110	124,871.960	823.820	3	5	4	170	30	42	2	43	43	13.024	13.009
3	239	239	豆コ	S49	2	51,777.810	124,884.950	824.440	344	2	12	160	57	7	2	48	11	21.879	21.853
3	240	240	豆コ	S49	2	51,771.800	124,905.960	825.510	17	34	23	213	32	11	2	15	11	10.938	10.930
3	241	451	石標	M44	2	51,775.100	124,916.380	825.940	51	35	12	214	0	49	- 1	26	19	53.773	53.756
3	242	242	豆コ	S9	2	51,817.220	124,949.780	824.590	54	27	2	182	51	50	- 2	23	40	44.999	44.960
3	243	450	石標	M44	2	51,853.800	124,975.920	822.710	2	32	7	128	5	5	35	4	53	17.956	14.694
3	244	449	石標	M44	2	51,854.450	124,990.600	833.030	20	2	33	197	30	26	28	53	20	9.397	8.228
3	245	245	豆コ	S49	2	51,857.270	124,998.330	837.570	32	5	37	192	3	4	20	8	16	8.801	8.263
3	246	246	豆コ	S49	2	51,861.660	125,005.330	840.600	20	50	25	168	44	48	14	2	2	27.960	27.125
3	247	448	石標	M44	2	51,871.310	125,030.680	847.380	309	57	51	109	7	26	14	19	23	21.949	21.267
3	248	248	豆コ	S49	2	51,855.010	125,044.340	852.810	296	50	28	166	52	36	23	20	51	13.146	12.070
3	249	249	豆コ	S49	2	51,844.240	125,049.790	858.020	310	0	9	193	9	42	20	0	10	11.489	10.796
3	250	250	豆コ	S49	2	51,835.970	125,056.730	861.950	302	56	27	172	56	18	32	3	47	25.280	21.424
3	251	251	豆コ	S49	2	51,817.990	125,068.380	875.370	312	43	16	189	46	48	21	2	27	17.909	16.715
3	252	447	石標	M44	2	51,805.710	125,079.720	881.800	48	45	7	276	1	52	16	46	56	22.685	21.719
3	253	253	豆コ	S49	2	51,822.040	125,094.040	888.350	39	55	44	171	10	36	19	25	30	11.366	10.719

鷹山 31～34林班																				
測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離 方 向 角 計 算											
		番 号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方 向 角			夾 角		鉛 直 角		斜 距 離	水平距離			
3	254	254	豆コ	S49	2	51,828.920	125,102.260	892.130	40	37	4	180	41	20	10	0	54	7.705	7.588	
3	255	446	石標	M44	2	51,833.860	125,108.020	893.470	63	46	43	203	9	39	-	11	58	46	17.537	17.155
3	256	256	豆コ	S49	2	51,849.250	125,115.600	889.830	57	28	55	173	42	13	-	3	21	2	13.175	13.152
3	257	445	石標	M44	2	51,860.340	125,122.670	889.060	43	18	10	165	49	15	5	36	24	7.677	7.640	
3	258	258	豆コ	S49	2	51,865.580	125,128.230	889.810	35	36	8	172	17	58	15	12	23	39.535	38.151	
3	259	259	豆コ	S49	2	51,887.790	125,159.250	900.180	42	13	10	186	37	1	-	13	8	14	16.015	15.596
4	260	444	石標	M44	2	51,898.270	125,170.800	896.540	34	2	4	171	48	54	-	15	20	43	5.744	5.539
4	261	261	豆コ	S49	2	51,901.370	125,175.390	895.020	348	53	0	134	50	56	-	23	33	19	8.883	8.143
4	262	262	豆コ	S49	2	51,899.800	125,183.380	891.470	336	29	41	167	36	41	-	28	8	32	23.089	20.359
4	263	443	石標	M44	2	51,891.680	125,202.050	880.580	300	52	52	144	23	11	-	34	3	25	12.910	10.696
4'	264	264	豆コ	S49	2	51,882.500	125,207.540	873.350	311	43	42	190	50	50	-	36	39	16	11.273	9.044
4'	265	265	豆コ	S49	2	51,875.750	125,213.560	866.620	321	6	56	189	23	14	-	33	1	15	8.074	6.770
4'	266	266	豆コ	S49	2	51,871.500	125,218.830	862.220	310	1	21	168	54	25	-	31	31	48	13.099	11.165
4'	267	267	豆コ	S49	2	51,862.950	125,226.010	855.370	323	23	30	193	22	10	-	32	8	30	12.932	10.950
4'	268	268	豆コ	S49	2	51,856.420	125,234.800	848.490	311	49	23	168	25	53	-	30	57	13	17.556	15.056
4'	269	269	豆コ	S49	2	51,845.200	125,244.840	839.460	304	59	56	173	10	33	-	20	28	1	14.385	13.477
4'	270	442	石標	M44	2	51,834.160	125,252.570	834.430	286	21	11	161	21	15	-	26	49	31	9.950	8.879
4'	271	271	豆コ	S44	2	51,825.640	125,255.070	829.940	317	19	46	210	58	35	-	31	12	11	13.627	11.656
4'	272	272	豆コ	S49	2	51,817.740	125,263.640	822.880	312	54	25	175	34	38	-	34	30	46	14.331	11.809
4'	273	441	石標	M44	2	51,809.090	125,271.680	814.760	322	9	33	189	15	9	-	27	9	5	29.714	26.440
4'	274	274	豆コ	S49	2	51,792.870	125,292.560	801.200	317	38	13	175	28	40	-	7	6	46	22.613	22.439
4'	275	275	豆コ	S49	2	51,777.750	125,309.140	798.400	299	42	38	162	4	25	-	16	22	1	10.788	10.351
4'	276	440	石標	T5	2	51,768.760	125,314.270	795.360	269	54	15	150	11	37	-	21	18	46	12.849	11.970
4'	277	277	豆コ	S49	2	51,756.790	125,314.250	790.690	301	42	25	211	48	9	-	27	0	50	17.811	15.868
4'	278	278	豆コ	S49	2	51,743.290	125,322.590	782.600	309	11	17	187	28	53	-	20	27	37	16.993	15.921
4'	279	279	豆コ	S49	2	51,730.950	125,332.650	776.660	303	50	47	174	39	30	-	16	36	11	25.443	24.382
4'	280	280	豆コ	S49	2	51,710.700	125,346.230	769.390	314	10	35	190	19	48	-	8	54	40	10.458	10.332
4'	281	439	石標	T2	2	51,703.290	125,353.430	767.770	0	48	5	226	37	29	-	30	1	44	9.911	8.581
4'	282	282	豆コ	S49	2	51,703.410	125,362.010	762.810	304	32	4	123	43	59	-	40	7	47	23.878	18.257
4'	283	283	豆コ	S49	2	51,688.370	125,372.360	747.420	291	19	41	166	47	37	-	21	20	36	12.309	11.465
4'	284	438	石標	T1	2	51,677.690	125,376.530	742.940	323	34	16	212	14	34	-	10	6	5	12.144	11.956
4'	285	285	豆コ	S49	2	51,670.590	125,386.150	740.810	323	56	25	180	22	9	-	7	6	22	15.682	15.562
4'	286	286	豆コ	S49	2	51,661.430	125,398.730	738.870	317	9	8	173	12	43	0	55	42	22.222	22.219	
4'	287	287	豆コ	S49	2	51,646.320	125,415.020	739.230	339	21	54	202	12	47	-	17	27	19	19.603	18.700
4'	288	288	豆コ	S49	2	51,639.730	125,432.520	733.350	316	52	56	157	31	2	-	17	1	27	11.032	10.549
4'	289	437	石標	T5	2	51,632.520	125,440.220	730.120	324	52	11	187	59	14	-	37	12	53	22.999	18.316
4'	290	290	豆コ	S49	2	51,621.980	125,455.200	716.210	332	34	12	187	42	1	-	15	25	49	10.449	10.072
4'	291	291	豆コ	S49	2	51,617.340	125,464.140	713.430	348	28	12	195	54	0	-	17	29	27	13.375	12.757
4'	292	292	豆コ	S44	2	51,614.790	125,476.640	709.410	335	42	51	167	14	39	-	24	21	39	14.813	13.494
4'	293	436	石標	T1	2	51,609.240	125,488.940	703.300	315	12	31	159	29	40	-	14	18	56	14.034	13.598
4'	294	294	豆コ	S49	2	51,599.660	125,498.590	699.830	292	54	9	157	41	38	-	8	41	39	11.048	10.921
4'	295	295	豆コ	S49	2	51,589.600	125,502.840	698.160	297	40	56	184	46	48	0	17	12	13.992	13.992	

鷹山 31~34林班

測系	境界点番号	標 識			境界種別	座標値			距 離 方 向 角 計 算											
		番 号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方 向 角			夾 角		鉛 直 角		斜 距 離	水平距離			
4'	296	296	豆マ	S49	2	51,577.210	125,509.340	698.230	335	27	20	217	46	24	-	9	44	55	17.245	16.996
4'	297	435	石標	T5	2	51,570.150	125,524.800	695.310	302	30	37	147	3	17	-	26	12	41	18.769	16.839
4'	298	298	豆マ	S49	2	51,555.950	125,533.850	687.020	320	30	13	197	59	35	-	28	10	26	19.655	17.326
4'	299	299	豆マ	S49	2	51,544.930	125,547.220	677.740	325	25	23	184	55	10	-	28	47	16	26.580	23.295
4'	300	300	豆マ	S49	2	51,531.710	125,566.400	664.940	312	29	42	167	4	19	-	24	6	47	19.851	18.119
4'	301	301	豆マ	S49	2	51,518.350	125,578.640	656.830	304	59	31	172	29	50	-	28	8	49	9.136	8.056
4'	302	302	豆マ	S49	2	51,511.750	125,583.260	652.520	333	27	23	208	27	51	-	39	30	30	15.546	11.994
4'	303	303	豆マ	S49	2	51,506.390	125,593.990	642.630	320	5	41	166	38	19	-	30	51	12	17.159	14.731
4'	304	434	石標	T5	2	51,496.940	125,605.290	633.830	303	7	35	163	1	54	-	30	55	56	12.820	10.997
4'	305	305	豆マ	S49	2	51,487.730	125,611.300	627.240	306	6	7	182	58	31	-	32	49	30	12.784	10.743
4'	306	306	豆マ	S49	2	51,479.050	125,617.630	620.310	286	58	22	160	52	15	-	28	11	45	16.170	14.251
4'	307	307	豆マ	S49	2	51,465.420	125,621.790	612.670	332	57	18	225	58	56	-	34	58	3	21.497	17.616
4'	308	308	豆マ	S49	2	51,457.410	125,637.480	600.350	308	21	15	155	23	58	-	29	20	14	29.227	25.479
4'	309	433	石標	T7	2	51,437.430	125,653.290	586.030	292	24	11	164	2	55	-	24	20	16	10.483	9.551
4'	310	310	豆マ	S49	2	51,428.600	125,656.930	581.710	289	5	17	176	41	7	-	19	31	6	12.361	11.651
4'	311	311	豆マ	S49	2	51,417.590	125,660.740	577.580	288	42	40	179	37	22	-	24	7	18	12.944	11.814
4'	312	312	豆マ	S49	2	51,406.400	125,664.530	572.290	294	4	58	185	22	19	-	27	36	53	27.269	24.163
4'	313	313	豆マ	S49	2	51,384.340	125,674.390	559.650	294	33	33	180	28	35	-	18	9	49	29.448	27.981
4'	314	314	豆マ	S49	2	51,358.890	125,686.020	550.470	308	6	40	193	33	7	-	13	6	55	10.048	9.786
4'	315	315	豆マ	S49	2	51,351.190	125,692.060	548.190	318	25	45	190	19	4	-	20	16	20	11.343	10.640
4'	316	432	石標	T5	2	51,344.130	125,700.020	544.260	304	14	44	165	48	59	-	29	2	15	19.634	17.166
4'	317	317	豆マ	S49	2	51,329.940	125,709.680	534.730	283	32	5	159	17	21	-	25	26	29	10.126	9.144
4'	318	318	豆マ	S49	2	51,321.050	125,711.820	530.380	290	55	28	187	23	23	-	22	25	38	16.933	15.652
4'	319	319	豆マ	S49	2	51,306.430	125,717.410	523.920	284	54	2	173	58	34	-	23	38	18	14.390	13.183
4'	320	320	豆マ	S49	2	51,293.690	125,720.800	518.150	285	14	7	180	20	5	-	21	57	2	10.995	10.198
4'	321	321	豆マ	S49	2	51,283.850	125,723.480	514.040	297	51	51	192	37	44	-	26	48	41	7.072	6.312
4'	322	431	石標	T5	2	51,278.270	125,726.430	510.850	274	26	45	156	34	54	-	30	18	52	14.047	12.126
4'	323	323	豆マ	S49	2	51,266.180	125,727.370	503.760	302	8	17	207	41	32	-	30	52	51	20.282	17.407
4'	324	324	豆マ	S49	2	51,251.440	125,736.630	493.350	288	7	33	165	59	16	-	27	32	7	22.475	19.929
4'	325	325	豆マ	S49	2	51,232.500	125,742.830	482.960	288	2	52	179	55	19	-	33	41	24	5.625	4.680
4'	326	430	石標	T5	2	51,228.050	125,744.280	479.840	269	58	23	161	55	31	-	42	0	2	28.514	21.190
4'	327	327	豆マ	S49	2	51,206.860	125,744.270	460.760	277	18	30	187	20	7	-	44	59	6	24.119	17.059
4'	328	328	豆マ	S43	2	51,189.940	125,746.440	443.710	287	12	13	189	53	44	-	41	57	52	13.460	10.008
4'	329	329	豆マ	S49	2	51,180.380	125,749.400	434.710	282	9	38	174	57	25	-	43	47	49	12.628	9.115
4'	330	330	豆マ	S49	2	51,171.470	125,751.320	425.970												

鷹山 31～34林班																				
測系	境界点番号	標識			境界種別	座標値			距離 方 向 角 計 算											
		番 号	種類	設置年度		Y座標値	X座標値	H座標値	方 向 角			夾 角		鉛 直 角		斜 距 離	水平距離			
4'	392		無標		2	50, 114. 170	124, 982. 680	725. 820	241	17	21	187	5	20	38	8	3	9. 263	7. 286	
4'	393	398	石標	M44	2	50, 107. 780	124, 979. 180	731. 540	237	8	2	175	50	41	48	36	58	13. 128	8. 679	
4'	394	394	豆コ	S44	2	50, 100. 490	124, 974. 470	741. 390	230	37	47	173	29	45	40	15	20	13. 696	10. 452	
4'	395	395	豆コ	S44	2	50, 092. 410	124, 967. 840	750. 240	238	10	8	187	32	22	48	55	35	14. 313	9. 404	
4'	396	396	豆コ	S49	2	50, 084. 420	124, 962. 880	761. 030	219	14	35	161	4	27	43	7	45	10. 722	7. 825	
4'	397	397	豆コ	S49	2	50, 079. 470	124, 956. 820	768. 360	208	33	14	169	18	39	61	4	25	11. 722	5. 670	
4'	398	398	豆コ	S49	2	50, 076. 760	124, 951. 840	778. 620	228	40	39	200	7	25	50	21	9	7. 429	4. 740	
4'	399	397	石標	M44	2	50, 073. 200	124, 948. 710	784. 340	229	55	41	181	15	1	45	39	35	11. 423	7. 984	
4'	400	400	豆コ	S43	2	50, 067. 090	124, 943. 570	792. 510	262	55	44	213	0	3	47	20	19	17. 501	11. 860	
4'	401	396	石標	M42	2	50, 055. 320	124, 942. 110	805. 380	227	47	7	144	51	23	30	10	52	9. 090	7. 858	
4'	402	402	豆コ	S49	2	50, 049. 500	124, 936. 830	809. 950	212	6	38	164	19	31	31	46	25	18. 345	15. 596	
4'	403	403	豆コ	S49	2	50, 041. 210	124, 923. 620	819. 610	223	35	30	191	28	52	35	43	56	15. 240	12. 371	
4'	404	780	石標	T11	2	50, 032. 680	124, 914. 660	828. 510	225	33	40	181	58	10	35	49	9	30. 279	24. 552	
4'	405	405	豆コ	S49	2	50, 015. 150	124, 897. 470	846. 230	207	40	2	162	6	22	30	42	47	15. 957	13. 719	
4'	406	406	豆コ	S49	2	50, 008. 780	124, 885. 320	854. 380	211	10	7	183	30	5	38	57	18	14. 188	11. 033	
4'	407	407	豆コ	S49	2	50, 003. 070	124, 875. 880	863. 300	218	36	23	187	26	16	41	50	50	26. 936	20. 065	
4'	408	395	石標	M42	2	49, 990. 550	124, 860. 200	881. 270	202	42	42	164	6	19	33	54	5	15. 634	12. 976	
4'	409	409	豆コ	S49	2	49, 985. 540	124, 848. 230	889. 990	205	41	20	182	58	39	32	2	18	19. 322	16. 379	
4'	410	410	豆コ	S49	2	49, 978. 440	124, 833. 470	900. 240	217	9	3	191	27	42	30	27	45	19. 883	17. 138	
4'	411	394	石標	M42	2	49, 968. 090	124, 819. 810	910. 320	149	16	43	112	7	40	2	5	44	50. 321	50. 287	
4'	412	412	豆コ	S49	2	49, 993. 780	124, 776. 580	912. 160	167	21	14	198	4	31	-	0	43	44	22. 795	22. 793
4'	413	393	石標	M42	2	49, 998. 770	124, 754. 340	911. 870	186	31	16	199	10	2	-	0	26	2	11. 887	11. 887
4'	414	414	豆コ	S49	2	49, 997. 420	124, 742. 530	911. 780	199	0	47	192	29	31	-	0	15	18	13. 475	13. 475
4'	415	415	豆コ	S49	2	49, 993. 030	124, 729. 790	911. 720	180	21	23	161	20	36	-	1	56	5	11. 256	11. 250
4'	416	416	豆コ	S49	2	49, 992. 960	124, 718. 540	911. 340	182	8	17	181	46	53	-	4	4	58	46. 490	46. 372
4'	417	417	小コ	H25	2	49, 991. 230	124, 672. 200	908. 030	194	52	11	192	43	54	-	7	40	17	10. 263	10. 171
4'	418	392	石標	M42	2	49, 988. 620	124, 662. 370	906. 660	173	44	50	158	52	39	-	0	26	22	19. 557	19. 556
4'	419	419	豆コ	S49	2	49, 990. 750	124, 642. 930	906. 510	162	36	39	168	51	49	1	38	27	23. 399	23. 389	
4'	420	420	小コ	H25	2	49, 997. 740	124, 620. 610	907. 180	156	24	4	173	47	25	-	1	5	45	21. 436	21. 432
4	421	391	石標	M42	2	50, 006. 320	124, 600. 970	906. 770	134	58	0	158	33	55	-	2	41	17	12. 154	12. 141
4	422	422	豆コ	S49	2	50, 014. 910	124, 592. 390	906. 200	141	53	5	186	55	5	0	47	19	13. 804	13. 803	
4	423	423	豆コ	S49	2	50, 023. 430	124, 581. 530	906. 390	120	48	57	158	55	51	1	55	53	13. 946	13. 938	
4	424	424	豆コ	S49	2	50, 035. 400	124, 574. 390	906. 860	115	3	21	174	14	25	4	40	47	24. 023	23. 943	
4	425	425	豆コ	S49	2	50, 057. 090	124, 564. 250	908. 820	116	52	57	181	49	36	17	39	8	27. 107	25. 831	
4	426	426	豆コ	S49	2	50, 080. 130	124, 552. 570	917. 040	117	57	40	181	4	43	21	2	26	25. 959	24. 228	
4	427	390	石標	M42	2	50, 101. 530	124, 541. 210	926. 360	155	37	23	217	39	43	17	34	58	20. 028	19. 092	
4	428	428	小コ	H25	2	50, 109. 410	124, 523. 820	932. 410	166	53	42	191	16	19	0	32	9	12. 835	12. 834	
4	429	389	石標	M42	2	50, 112. 320	124, 511. 320	932. 530	145	53	12	158	59	30	1	6	7	13. 519	13. 516	
4	430	430	豆コ	S49	2	50, 119. 900	124, 500. 130	932. 790	132	10	44	166	17	32	14	0	44	12. 142	11. 781	
4	431	388	石標	S36	2	50, 128. 630	124, 492. 220	935. 730	144	12	12	192	1	28	22	27	53	13. 635	12. 600	
4	432	高76	國根点		2	50, 136. 000	124, 482. 000	940. 940	131	58	53	167	46	41	-	12	44	32	7. 571	7. 385
5	433	433	豆コ	S49	2	50, 141. 490	124, 477. 060	939. 270	126	5	22	174	6	29	-	24	43	13	35. 080	31. 865

鷹山 31~34林班

[illegible]